

インフルエンザ出席停止期間について

インフルエンザに罹患した場合、学校保健安全法に基づき、出席停止扱いとなります。

2012年度より出席停止基準が変更され、「解熱後2日を経過するまで」から

「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで」

と変わりました。

これにより、「発症した後5日を経過」かつ「解熱した後2日を経過」の両方を満たす期間、登校することができません。どんなに早く熱が下がったとしても、発症後5日間は出席停止が必要ということになります。

その後は、解熱した日によって出席停止日が延期されていきます。(下記表の例4例5参照)

処方された薬によっては、すぐに解熱する場合がありますが、体内にウイルスが潜伏している可能性があり、自己判断で登校した場合、学校での感染や流行が懸念されますので、必ず医師の判断・指示に従ってください。

また、発症日は、病院を受診した日ではなく、インフルエンザ様症状(38度以上の発熱等)が始まった日です。病院受診時に、医師に発症日の相談、確認してください。

なお、受診していない場合は出席停止扱いにはならないので、必ず受診し、「登校許可証明書」を医師に記入してもらい、提出してください。

インフルエンザ出席停止期間早見表

		発症日	発症後							
		0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
例1	発症後1日目に解熱した場合 (最低基準)	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	発症4日目	発症5日目	登校可		
例2	発症後2日目に解熱した場合	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	発症5日目	登校可		
例3	発症後3日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	登校可		
例4	発症後4日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	登校可	
例5	発症後5日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	登校可

学校伝染病による出席停止について

学校伝染病にかかった場合は、感染予防等のため、学校保健安全法の規定により出席停止になります。

医師より登校の許可があった時は、下記の「登校許可証明書」を医師に記入していただき、これを持って登校してください。

※学校伝染病については、生徒手帳に記載してあります。

----- 切り取り線 -----

登 校 許 可 証 明 書

同志社香里中学校高等学校長 様

年 組 番 氏 名

○疾病名

○出席停止期間 平成_____年_____月_____日から_____月_____日まで

_____月_____日より登校を許可します。

上記生徒の疾病は、感染するおそれなくなりましたので、登校しても差し支えないものと認めます。

平成 年 月 日

医 師 住 所

氏 名

Ⓜ